

平成 26 年 12 月 26 日

伊佐市建設課

## 公共工事の前金払・中間前金払における 対象額の拡大及び支払限度額の撤廃について

伊佐市が発注する建設工事等について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、下記のとおり、前金払及び中間前金払について対象額の拡大及び支払限度額を撤廃しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 前金払

##### (1) 対象

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査等を含む。）

##### (2) 支給割合

工事については契約金額の 4 割以内（設計等については契約金額の 3 割以内）

##### (3) 変更点

- ①対象となる工事等の範囲を、契約金額 500 万円以上を **300 万円以上**に変更します。
- ②支払限度額の 6000 万円を**撤廃**します

#### 2 中間前金払（追加の前金払）

##### (1) 対象

土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査等を除く。）

##### (2) 支給割合

工事については契約金額の 2 割以内

##### (3) 変更点

- ①既に当初の前金払がなされている工事が対象で、契約金額 500 万円以上を **300 万円以上**に変更します。

#### 3 実施時期

平成 27 年 1 月 1 日以後の執行分（指名通知分）から適用します。